

市第 197 号議案 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準
に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の
人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が平成 28 年 1 月 18 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

これに伴い、省令の改正内容を本市条例に反映するため、関係する条例の一部を改正します。

2 改正する条例

(1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号）（以下「障害福祉サービス基準条例」といいます。）

【障害者総合支援法（※）に基づく障害福祉サービスについて定めたもの】

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律

(2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号）（以下「障害児サービス基準条例」といいます。）

【児童福祉法に基づく障害児に関する事業について定めたもの】

3 改正内容

障害福祉サービス基準条例に、基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）の「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例」を規定します。

○障害者総合支援法による自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の適用

事業所種別	現 行	改正後
自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所【 <u>障害者総合支援法</u> 】	指定	同左
通所介護事業所【 <u>介護保険法</u> 】	基準該当	同左
小規模多機能型居宅介護事業所等【 <u>介護保険法</u> 】	— (特区のみ基準該当の特例)	<u>基準該当の特例</u>

4 条例の改正点

(1) 障害福祉サービス基準条例（障害者総合支援法関連）

ア(ア) 第9章 自立訓練（機能訓練）

第150条の2（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当事業所とみなす特例等を新たに規定します。

イ(イ) 第10章 自立訓練（生活訓練）

第160条の2（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当事業所とみなす特例等を新たに規定します。

イ(ア) 第5章 生活介護

第97条（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員及び利用定員の基準の算出の合算対象として、生活介護等が規定されていますが、その対象に自立訓練（機能訓練・生活訓練）の登録者及び利用者を新たに加えるための改正等を行います。

イ(イ) 第6章 短期入所

第111条（基準該当短期入所の基準）

小規模多機能型居宅介護事業所等の利用対象、及び利用定員の基準の算出の合算対象として、生活介護等が規定されていますが、その対象に自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者を新たに加えるための改正等を行います。

(2) 障害児サービス基準条例（児童福祉法関連）

ア 第3章 児童発達支援

第61条の2（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員及び利用定員の基準の算出の合算対象として、生活介護等が規定されていますが、その対象に自立訓練（機能訓練・生活訓練）の登録者及び利用者を新たに加えるための改正等を行います。

5 条例の施行予定日

平成28年4月1日